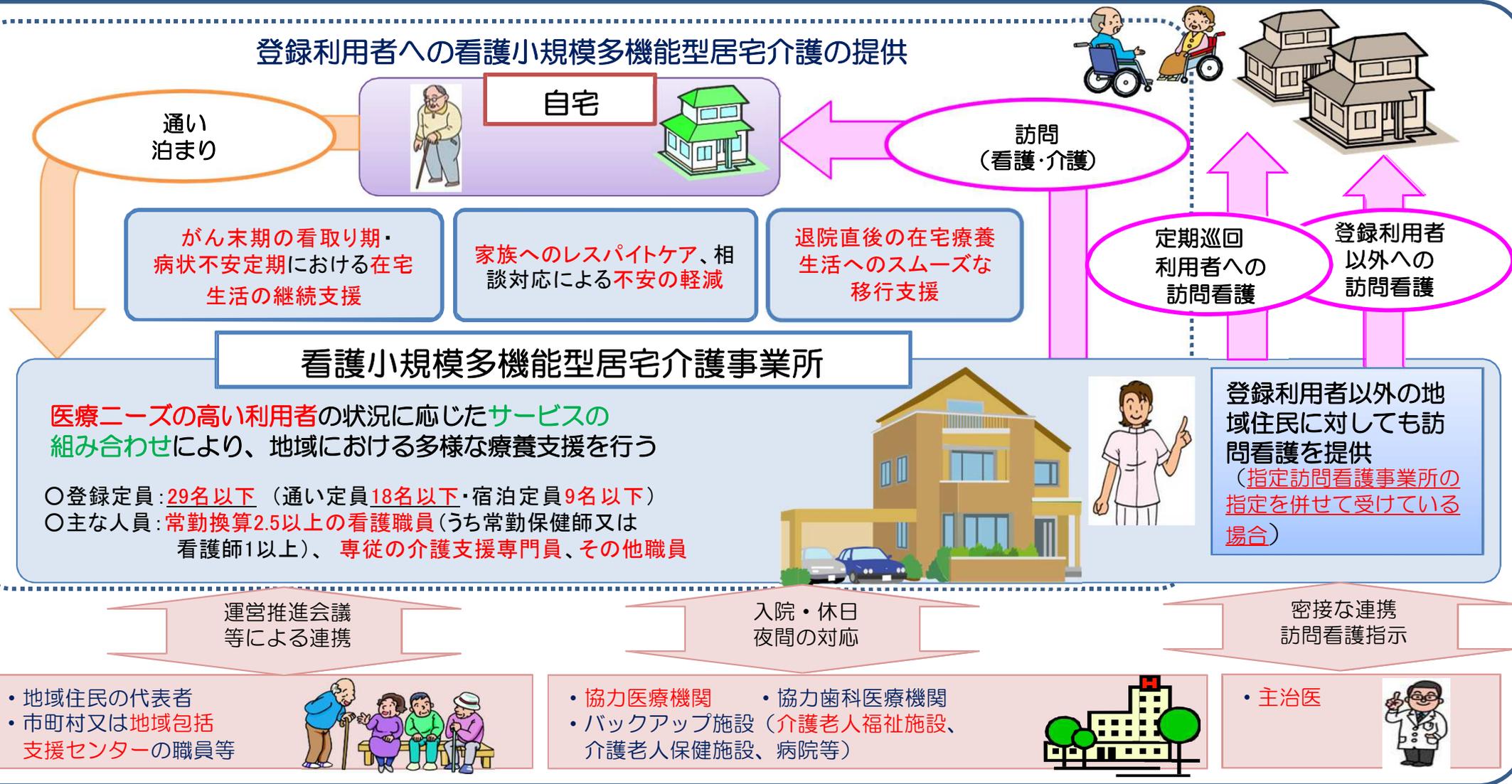


# 看護小規模多機能型居宅介護の概要

## 登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、**医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。**  
 ※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、**看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。**

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを**一元的に管理**するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。